

社会福祉法人の施設等整備事業助成に適用する補助金に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成6年西宮市規則第5号。以下「規則」という。）の規定に基づき、社会福祉法人が行う規則第2条第1項に規定する施設等整備事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(公共団体等の補助金)

第2条 社会福祉法人が公共団体等の補助金に併せて本市の補助金の交付を受けようとする場合は、市長に事前に協議するとともに、当該団体等から交付を受けようとする補助金の額を報告しなければならない。

2 前項に規定する公共的団体等の補助金とは、日本自転車振興会、日本小型自転車振興会、日本船舶振興会、中央競馬馬主社会福祉財団その他これに類似する助成団体の補助金をいう。

(助成の対象となる整備事業等)

第3条 規則別表第1の1に規定する市長が特に必要と認めるものは、同項国通知別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」第2の6（1）エに規定される地域交流スペース（保護施設等に整備するものを除く）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）第5条に規定される施設その他これらに類する施設とする。

2 規則別表第1の3に規定する市長が特に必要と認めるものは、同表の1に規定する整備のために必要な仮設施設の整備等をいう。

3 規則別表第1の4に規定する市長が特に必要と認めるものは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
改 築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。

4 規則別表第1の6に規定する市長が特に必要と認めるものは、既設建物の解体工事、用地整地工事、外溝工事、テレビ電波障害対策経費、空調工事その他これらに類する工事等及び老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。）第20条の5に規定する特別養護老人ホームに併設される法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（同表の4に規定する軽費老人ホームを除く。）の整備をいう。

(特別養護老人ホーム等の補助額)

第4条 規則別表第1の4に規定する市長が別に定める額は、次の表に掲げる補助単価に整備した床数を乗じた額又は補助対象経費の支出額に4分の3を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

施設の種別	補助対象	整備施設規模(※1)	補助単価	
特別養護老人ホーム	ユニット型	120床以上	2,832,000円	
		80床以上120床未満	3,332,000円	
		30床以上80床未満	3,832,000円	
	老人短期入所施設	ユニット型	120床以上	1,415,000円
			80床以上120床未満	1,666,000円
			30床以上80床未満	1,915,000円
	軽費老人ホーム	個室	120床以上	2,499,000円
			80床以上120床未満	2,940,000円
			30床以上80床未満	3,381,000円

※1 整備施設規模は、特別養護老人ホームに併設して整備される各施設との合計床数とする。

- 前項に規定する補助対象経費とは、施設の整備に必要な工事費又は工事請負費(土地の買収又は整地に要する費用、職員の宿舎に要する費用、その他施設整備費として適当と認められない費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等。)をいう。
- 改築・増改築に対する補助は築40年を経過した特別養護老人ホーム等を補助対象とする。

(借入金の利息等の補助)

第5条 社会福祉法人が交付決定に係る補助金を分割交付を受けることにより当該補助金相当額の一部を独立行政法人福祉医療機構又は市長が認める金融機関から借入れを行う場合においては、市長は、当該借入金に係る利息(兵庫県が行う利子補給部分を除く。)及び直接経費相当額を補助することができる。

- 前項の場合において、市長は、社会福祉法人が当該借入金を償還するときに当該補助金を交付するものとする。

付 則

- この要綱は、平成6年7月1日から実施する。
- 社会福祉法人施設整備費助成要綱(昭和63年4月1日施行)は廃止する。

付 則

- この要綱は、平成10年9月4日から実施する。
- 改正後の第6条の規定は、この要綱の実施の日以後に着手される社会福祉施設等整備

事業に対する補助金に適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 3 月 29 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 11 月 7 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。